

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月25日

【会社名】 セグエグループ株式会社

【英訳名】 Segue Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 愛須 康之

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目16番3号

【電話番号】 03-6228-3822 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 福田 泰福

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目16番3号

【電話番号】 03-6228-3822 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 福田 泰福

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2020年3月24日開催の第6期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2020年3月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円（普通配当5円、記念配当5円）

#### 第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と、経営の効率化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。併せて、当社の事業活動の現状に即したものにすため、定款第2条（目的）について、事業目的の整理・変更を行う。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、愛須 康之、天野 信之、阿萬 聖、福田 泰福の4名を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、須崎 宏一、中川 博史、樋口 明巳の3名を選任する。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、年額240百万円以内とする。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内とする。

#### 第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬としての新株予約権に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、第5号議案で承認可決された報酬額とは別枠で年額80百万円の範囲内で、監査等委員である取締役に対し、第6号議案で承認可決された報酬額とは別枠で年額5百万円の範囲内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行するための報酬等とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	82,369	73	0	(注) 1	可決 98.93
第2号議案 定款一部変更の件	82,366	76	0	(注) 2	可決 98.92
第3号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く)4名選任の件					
愛須 康之	82,264	178	0	(注) 3	可決 98.80
天野 信之	82,248	194	0		可決 98.78
阿萬 聖	82,263	179	0		可決 98.80
福田 泰福	82,248	194	0		可決 98.78
第4号議案 監査等委員である取締役3名選 任の件					
須崎 宏一	82,298	144	0	(注) 3	可決 98.84
中川 博史	82,334	108	0		可決 98.89
樋口 明巳	82,307	135	0		可決 98.85
第5号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く)の報酬額設定の件	82,233	209	0	(注) 1	可決 98.76
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬 額設定の件	82,251	191	0	(注) 1	可決 98.79
第7号議案 取締役に対する株式報酬型ス tock・オプション報酬額及び 内容決定に関する件	78,133	4,309	0	(注) 1	可決 93.84

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。